



佐賀県公報

平成18年
9月22日
(金曜日)
第 12809号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 青少年に有害な図書等の指定
- 平成十八年度木材業者の登録
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 字の区域の変更
- 土地改良区役員の就退任届

(五八四・こども課)
(五八五・林業課)
(五八六・道路課)
(五八七・)
(五八八・)
(五八九・)
(五九〇・市町村課)

○ 告 示

(農地整備課)

四

四 三 三 三 三

○佐賀県告示第五百八十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-144	VITAMAN 月刊 ビタマン 10月号	株竹書房	07653-10	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-145	LADY'S COMIC Taboo レディースコミック・タブー 10月号	三和出版株	19673-10	
"	18-146	ウォーターア組 10月号	株マガジン・マガジン	11953-10	
"	18-147	COMIC ペンギンクラブ Vol.242 10月号	辰巳出版株	17999-10	
"	18-148	WOoooo! マガジン・ウォー 10月号	株マガジン・マガジン	08397-10	
"	18-149	COMIC 快楽天 10月号	株ワニマガジン社	13877-10	
"	18-150	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No. 106 10月号	KKベストセラーズ	04039-10	
"	18-151	VACCA! ヴァッカ! VOL.87 10月号	バウハウス	07373-10	
"	18-152	パパラッチ 週刊大衆増刊10/1号	株双葉社	20437-10/1 ①-10/31	
"	18-153	DVD マグナム Vol.1 コミック乱10月号増刊	株リード社	13828-10 ①-10/28	
"	18-154	Chuッ スペシャル 10月号	株ワニマガジン社	16151-10	

●佐賀県告示第五百八十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十八年度木材業者を次のとおり登録した。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川康

木材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木唐 第31号	平成18年 9月13日	唐津市厳木町平之1452番地1	毛利林業	毛利 義数

●佐賀県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月二十二日から平成十八年十月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		変更前
県道 北茂安三田 川線	島角八一四二番地先から 三養基郡みやき町大字江口字中 原五九〇五番地先まで	幅員 メートル
	島角八一四二番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字市	延長 メートル
	原五九〇五番地先まで	
前	二五・八 一九・五	二五・八
	四三八・九	四三九・〇

●佐賀県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月二十二日から平成十八年十月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田川 線	三養基郡みやき町大字江口字中島角八一四二番地 三養基郡みやき町大字白壁字市原五九〇五番地 先まで	平成一八・九・二二

●佐賀県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月二十二日から平成十八年十月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		変更前
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字白壁字三 本松八五二番二地先から 三養基郡みやき町大字白壁字市	幅員 メートル
	原九八四番一地先まで	延長 メートル
前	一八・二 一〇・四	一八・二 一〇・四
	三三三・八	二二二・八

●佐賀県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月二十二日から平成十八年十月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

十二三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田川 線	三養基郡みやき町大字白壁字三本松八五二番二 地先から 三養基郡みやき町大字白壁字市原九八四番一地 先まで	平成一八・九・一一一

●佐賀県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、江北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する。同町長からの届出があった。

右の処分は、國土調査法（昭和二十六年法律第二百八十九号）第十九条第一項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十八年九月二十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域
大字山口字一本杉	大字山口字直塚三五八四及び三五八四並びに三五八四の地先の道路
大字山口字一本松	大字山口字一本杉三四二一、三四六九、三四七〇、三四七七、三四七七から三四七七まで及ぶ三四七七
大字山口字一本松	大字山口字一本松三四五五、一四五八、一四五八五、一五 一〇四、一五四九から一五四九九まで、一五六〇、一五六〇、 一五六〇、一五六三、一五六四、一五六九、一五七四、一五 七五、一五七六、一五八〇及び一五八一並びに三五八一 道路の区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿島市北鹿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年9月22日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	富永 和美	鹿島市大字井手3262番地の2	平成18年8月26日退任
"	田中 勝義	" 大字高津原906番地の1	"
"	中尾 重俊	" 大字森553番地	"
"	唐島 義人	" 大字井手1887番地	"
"	幸尾 武昌	" 大字常広2379番地	"
"	織田 寛	" 1215番地	"
監事	藤家 定男	大字中村1636番地	"
"	林 正信	大字常広483番地	"
"	小柳 和三	大字森160番地	"
理事	中島 邦保	大字中村1660番地	平成18年8月27日就任
"	唐島 義人	大字井手1887番地	"
"	狩峯 正行	大字森142番地	"
"	北村 初吉	大字井手3364番地	"
"	塙島 哲夫	大字常広2317番地	"

"	織田	寛	"	"	1215番地	"
監 事	高森	俊之	"	大字高津原1062番地	"	"
"	林	正信	"	大字常広483番地	"	"
"	川崎	勤	"	大字森950番地3	"	"

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月二十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷